(v) コンベヤ用又は伝動用のゴム製のベルト及びベルチング
(vi) バス、貨物自動車又は航空機に使用する種類の新品のゴム製の空気タイヤ
(vii) 更生した又は中古のゴム製の空気タイヤ並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフラップ
(viii) ゴム製のガスケット、ワッシャーその他のシール
(10) 木材及びその製品のうち、次に掲げるもの
(i) 縦にひき、若しくは割り、平削りし、又は丸剥ぎした木材並びに化粧ばり用単板及び合板用単板並びにこれらに類する積層木材用単板
(ii) 木質の材料の繊維板
(iii) 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材
(iv) 木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品
(v) 木製のコンクリート型枠及び組み合わせた床用パネル
(11) 天然コルクの製品並びに凝集コルク及びその製品
(12) 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙のうち、次に掲げるもの
(i) 機械木材パルプ
(ii) ソーダパルプ、硫酸塩パルプ及び亜硫酸パルプ
(iii) 機械的及び化学的パルプ工程の組み合わせにより製造した木材パルプ
(iv) 古紙パルプ及びその他の繊維素繊維を原料とするパルプ
(v) 古紙
(13) 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品のうち、次に掲げるもの
(i) 筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布していない紙、板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙
(ii) クラフト紙及びクラフト板紙
(iii) ロール状又はシート状の塗布していない段ボール用中芯原紙その他の紙及び板紙
(iv) 硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙
(v) 接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙
(vi) コルゲート加工をし、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、又はせん孔した紙及び板紙
(vii) カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙
(viii) カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布したロール状又は長方形のシート状の紙及び板紙
(ix) 塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し、若しくは装飾を施し、又は印刷したロール状又は長方形のシート状の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ
(x) 壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー
(xi) 紙製又は板紙製の折畳み式の箱及びケース
(xii) 製紙用パルプ製、紙製又は板紙製のボビン、スプール、コップその他これらに類する糸巻類
(xiii) 特定の大きさ又は形状に切つた紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ並びに盆その他の製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブの製品
(14) 設計図、図案及び手書き文書並びにこれらをカーボン複写し、又は感光紙に写真複写したもの
(15) カードし、又はコームした羊毛、繊獣毛及び粗獣毛、羊毛製の紡毛糸及び梳毛糸並びに羊毛製又は繊獣毛製の梳毛織物
(16) 綿及び綿織物
(17) コイヤヤーンその他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸
(18) 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品のうち、次に掲げるもの
(i) ポリプロピレンのマルチプルヤーン及びケーブルヤーン
(ii) 再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸
(iii) 合成繊維の単繊維及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品
(iv) 合成繊維の長繊維の糸の織物であつて、紡織用繊維の糸を平行に並べた層を鋭角又は直角に重ね合わせ、糸の交点で接着剤又は熱溶融により結合したもの
(19) 人造繊維の短繊維及びその織物のうち、次に掲げるもの
(i) 合成繊維の長繊維のトウ
(ii) 再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ
(iii) 合成繊維の短繊維及びその織物
(iv) 再生繊維又は半合成繊維の短繊維及びこれらの織物
(20) ウォッディング、特殊糸及びひも並びにこれらの製品のうち、次に掲げるもの
(i) 紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに紡織用繊維のフロック、ダスト及びミルネップ
(ii) ゴム糸、ゴムひも並びにゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し、又は被覆した紡織用繊維の糸及び合成繊維、再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品
(iii) 金属を交えた糸
(iv) 結束用又は包装用のポリエチレン製又はポリプロピレン製のひも
(21) 綿製のたてパイル織物、もじり織物及び接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類
(22) 染み込ませ、塗布し、被覆し、又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品のうち、次に掲げるもの
(i) 書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類であつてガム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類
(ii) 紡織用繊維の壁面被覆材
(iii) 紡織用繊維製の芯、白熱ガスマントル及び白熱ガスマントル用の管状編物
(iv) 伝動用又はコンベヤ用の紡織用繊維製のベルト及びベルチング
(v) 紡織用繊維の物品又は製品であつて、針布に使用する種類のもの又は製紙用、パルプ用、石綿セメント用その他の技術的用途に供するもの
(23) メリヤス編物及びクロセ編物
(24) 中古の衣類及び紡織用繊維の中古の物品
(25) 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品のうち、次に掲げるもの
(i) 加工した石灰質の石
(ii) 天然石製のミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品
(iii) スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール及び剝離させたバーミキュライト、エキスパンデッドクレー、フォームスラグその他これらに類する膨張させた鉱物性材料並びに断熱用、防音用又は吸音用の鉱物性材料の混合物及び製品
(iv) アスファルトその他これに類する材料の製品
(v) プラスター又はプラスターをもととした材料から成るボード、シート、パネル、タイルその他これらに類する製品
(vi) 建築用又は土木建設用のセメント製、コンクリート製又は人造石製のプレハブ式の構築材